

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和4年4月1日現在)

1. 事業所の概要

事業所名	印西市本埜地域包括支援センター
所在地	印西市笠神2587番地
連絡先	0476-85-4845
事業所番号	1203600026
営業日	月曜日から金曜日 (祝祭日および12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供地域	中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田飛地・滝・物木・笠神・行徳・川向・下曾根・中・荻野・桜野・押付・佐野屋・和泉屋・甚兵衛・立埜原・松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭・安食ト杭・将監・本埜小林・滝野・みどり台・牧の原地区

2. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	職務内容
管理者	1人	事業所の職員及び業務の管理(※三職種のいずれかを兼務)
保健師または経験のある看護師	1人	介護予防サービス・支援計画書又はケアマネジメント結果の作成並びにサービスの提供に係る連絡調整
社会福祉士	1人	
主任介護支援専門員	1人	

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

- ① 利用者が事業所に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを依頼する。
 - ② 市介護保険課に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」、被保険者証を提出する。
 - ③ 利用者の心身の状態や環境などを把握し、生活機能低下の背景や原因、課題の分析を行う。
 - ④ 目標を設定し、それを達成するための具体策や利用サービスを決定する(ケアマネジメントCの場合を除く)。
 - ⑤ サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等との調整等便宜を図る。
 - ⑥ サービスの実施後、サービスの実施状況や利用者の状態等、経過の達成状況を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書を見直す(ケアマネジメントCの場合を除く)。
- ※ケアマネジメントC：初回のみの介護予防ケアマネジメント。ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。

4. 利用料金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、利用者の負担はありません。
- (2) 利用者からの申し出により、記録等の複写が必要な場合は、複写費として1枚10円徴収いたします。

5. 運営の方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健福祉サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (4) 市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者介護保険施設、特定相談支援事業者及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施します。
- (6) 指定介護予防を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

6. 内容及び手続きの説明

- (1) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行います。
- (2) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

7. 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、シュミレーションの実施に取り組みます。

8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症及びまん延等に関して、指針を整備し、委員会の開催、定期的な研修や訓練（シュミレーション）の実施に取り組みます。

9. 相談・苦情窓口

提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに苦情があった場合又は作成した介護予防サービス・支援計画書若しくはケアマネジメント結果に基づいて提供されたサービスに関する相談や苦情の申し出があった場合は、速やかに対応します。

印西市本埜地域包括支援センター 管理者 鈴木 幸子	所在地 : 印西市笠神 2 5 8 7 番地 電話番号 : 0 4 7 6 - 8 5 - 4 8 4 5 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分 (土・日・祝祭日および 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日を除く)
------------------------------	---

行政機関その他苦情受付機関

印西市役所 健康福祉部 高齢者福祉課	所在地 : 印西市大森 2 3 6 4 番地 2 電話番号 : 0 4 7 6 - 4 2 - 5 1 1 1 (代表) 受付時間 : 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 : 千葉市稲毛区天台 6 - 4 - 3 電話番号 : 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8 受付時間 : 午前 9 時～午後 5 時
千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会	所在地 : 千葉市中央区千葉港 4 - 3 電話番号 : 0 4 3 - 2 4 6 - 0 2 9 4 受付時間 : 午前 9 時～午後 5 時

10. 居宅介護支援事業所（契約書第 5 条により委託した場合）

事業所名	事業所名 : (事業所番号)
所在地	
連絡先	電話 : FAX :

説明者 氏 名 印

(代理人) 氏 名 印

記

利用者	住 所		
	氏 名		印
(代理人)	住 所		
	氏 名		印